

事 務 連 絡
令和 5 年 6 月 2 日

外務省領事局外国人課 御中

観光庁参事官（外客受入担当）

都道府県の外国人用相談窓口に係るサイトの URL 変更について

平素より観光行政の推進につきまして格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
「訪日外国人の病気・怪我の際の連絡先について（令和5年5月2日付け観光庁参事官（外客受入担当）事務連絡）」において、都道府県の外国人用相談窓口に係るサイトについて御案内しておりましたところ、本年6月以降については、以下の URL において同様の情報を掲載することとなる旨、厚生労働省より連絡がありましたので、ご連絡いたします。

【医療関係等相談窓口】

都道府県の外国人用相談窓口

以下のサイトに都道府県の外国人用の相談窓口の連絡先・開設時間・対応言語について掲載しています。

（厚生労働省 HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_33166.html

